

## 中野区議会定例会 本会議討論 原稿

令和3年第3定例会本会議 令和3年10月 15日

本原稿 作成開始日時 令和3年10月 8日

### 通告項目

下記事件について ~~賛成~~・ 反対 の討論をしたいので、中野区議会会議規則第50条第一項の規定により通告します。

### 事 件

議員提出議案第14号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書

### 本 文

只今上程されました、議員提出議案第14号  
沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書 について 所属政党は国政政党、略称「NHK 党」 会派の所属は有りません、無所属議員の立場から  
反対 の討論を致します。

初めに、本意見書表題に有る「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないよう求める」事に関しては、反対する物では有りません。

先の大戦において苛烈な地上戦を経験した沖縄県の皆様への思い、命を賭して沖縄県そして日本国を守った先達の皆様への想いは日本国民の全てが等しく共有されているものと拝察致します。

私も全くの同感で有り、沖縄県をはじめ、硫黄島他、戦闘が行われた彼の地に眠る御英霊の皆様への思いは感謝と、一刻も早い祖国日本への御帰還を祈念して止みません。

そのような現状において出されました本意見書には看過し難い表記及び内容が複数見受けられ、到底賛同出来るものではありません。

まず「遺骨を含む土砂」 これは事実誤認です。

厳しい言い方をすれば「捏造」と言っても過言ではありません。

前提として、今回の意見書の発端となると見られる、昨年令和2年

4月21日 防衛省沖縄防衛局が沖縄県に申請した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請書（以下 承認申請書）」にある「埋め立てに使う土砂」には明確な基準が設けられています。

前提として、御遺骨が含まれる可能性のある、縦幅数メートルの表層部分の土、これを「表土」と申しますが、「表土」は埋め立て用土砂に使用しません。何故なら

「表土」には木の根、雑草ほか、様々な混入物が有り、この中には懸念の「御遺骨」も含まれる可能性が有るからです。

埋め立てに使用する土砂は事業者が扱う製品、要は商品であるので

「御遺骨」含め混入物がある土砂は商品としては不適切であって、使用せず、また商品の品質上、混入物がある以上、使用出来ません。

これは本年令和3年3月26日沖縄県豊見城市議会にて否決されました「意見書案第4号 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しない様求める意見書」の反対討論でも複数の市議の方々が現地視察にて確認、事業者からの証言を得て議会等で発言、発信した内容です。過日私 [竹村](#) も豊見城市議会の市議の方に電話にて詳しくお話を伺い、今の内容を直接確認しております。

また視察時の土砂採掘現場の写真も送って頂いております。

そして御遺骨が含まれる可能性の有る「表土」に関する扱いです。ルールに従い「表土」を取り除き一旦他の場所に保管し、その下の琉球石灰岩を採取、採掘終了後に表土部分を埋め戻すと言う工程で作業をしている。もしもの御遺骨発見の際には作業を中断し、御遺骨収集後、手厚く供養を行い、DNA鑑定に回しているとの事です。

そして「承認申請書」には、埋め立てに使用する土砂について、詳細な基準が明示されており、資料（別紙、表5.1）には、使う土砂の種類、性状、場所などが詳細に記載されております。

※ 性状（物の性質と状況の意）

この資料の作成は、沖縄県内で採掘鉱業権を有する事業者の内、防衛省沖縄防衛局が発注した資材調達に関する調査業務の受注者が、現に事業を営まれている鉱山にアンケートを実施して、出荷が可能との回答を得た場所からの土砂採取、及び土砂、となります。つまり、そこら辺にある土砂を勝手に使う事は出来ないと言う事です。

そして沖縄県内で許可を受けた事業者が扱う、前述しました土砂の採取方法から判断して御遺骨が含まれる可能性は極めて低いと言えます。

ます。事業者の方のお話では「遺骨が混入する余地は絶対に有り得ない」と申される程の作業を実施しています。

従って「普天間飛行場代替施設建設事業（以下本事業）」の「承認申請書」に記載の土砂、即ち埋立に使用する土砂は「遺骨等を含む土砂」に該当せず、本意見書にある「遺骨等を含む土砂」の表記は事実無根で表現が不当、不適切と言う以外、有りません。

次に、本意見書は遺骨を含む土砂を「辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう」と有りますが、これに関連する、似て非なる意見書が本年令和3年5月20日、豊見城市議会他で可決しています。表題は「沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使わないことを求める意見書」です。

題名にも意見書本文にも、一言も「基地」の文字は有りません。

本意見書は題名から「辺野古新基地」、本文冒頭から「辺野古新基地」、そして文中に「基地の建設に（以下略）」など、と基地だらけです。

まるで「基地反対」を主張しているかの様で、本意見書の趣旨から逸脱しているように思えます。

紹介した豊見城市議会の意見書とは趣が明らかに異なって見え、本意見書の中ほどには「基地建設に賛成か反対かではなく、単純に人道的見地から行うもの」と有りますが、文言の使い方が極めて不自然であると指摘致します。

しかもこの「遺骨発見現場」とされる場所からの採掘・採取は決まった事、確定している事業では有りません。

本年令和3年4月22日 参議院 厚生労働委員会で立憲民主党の川田龍平議員の「戦没者の遺骨が含まれている可能性のある沖縄本島南部の土砂の採取について」の質疑に、自由民主党 松川るい 防衛大臣政務官が次の様に答弁しています。（以下抜粋）

「現在沖縄県で審査中の変更申請承認書に、申請書におきましては、変更承認後の埋立てに使用する土砂の調達の候補地として沖縄本島の南部地区が変更申請承認書の添付図書の中に記載されているところでございます（中略）

変更承認後の埋立てに使用する土砂の調達先は工事の実施段階で決まるものであり、県内と県外のどちらから調達するかも含め現時点では確定しておりません」と回答しています。

では現在の状況はどうでしょうか。

過日、防衛省に確認した所、本年令和3年10月11日付の回答を得ております。それによれば

「変更承認申請書は、2021年10月11日現在で沖縄県において審査が行われているところであり、変更承認後の工事が実施される具体的な時期については、現時点で確たることを申し上げられる段階にはございません」と有ります。

今月10月11日現在、「沖縄県において」審査が行われている、つまり「遺骨を含む土砂の使用」はおろか、埋め立て用土砂を何処の場所から調達、入手するのか、沖縄県内なのか県外なのか、県内であれば何処の地域なのか、何処の鉱山なのかすらも決定していません。全ては沖縄県からの承認待ちの状況なのです。

次に意見書本文中にある場所の問題 「沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の候補予定地となっています」と有りますが、これも誤りです。

この「沖縄戦跡国定公園」の区域は陸海域を含み5,059ヘクタール、陸上部分だけでも3,127ヘクタール有ります。

この陸上部分を km<sup>2</sup>換算しますと 31、27 km<sup>2</sup>になります。

我が中野区は 15、59 km<sup>2</sup>

概ね中野区の倍、区 2 個分の広大な土地が公園指定されています。

場所は沖縄本島の南部、先の方ですね、これがほぼ全域公園指定されています。

この様に「沖縄戦跡国定公園」とは中野区二個分にも及ぶ広い地域、その中での「開発予定地区」での話で、しかもこの地区内、糸満市米須（こめす）の「採石場予定地」は、事業者が鉱山開発を沖縄県に届け出ている現状に加え、沖縄県は本年令和 3 年 5 月 14 日に「開発前に遺骨の有無を確認する旨」の措置命令を出しており、この措置命令の内容をクリアする事は難しく、事業者にとって厳しい条件であるとの事。

要は、まだ鉱山開発すら行われていないものに、本意見書は「沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地」としている点は、全くの事実誤認で、見過ごせません。

さらに加えて、それ以上に問題な事はこの「公園内採石場の予定地」は、そもそも本事業の「調達先の候補地」に該当しない事です。

本事業の埋め立て工事に使用する土砂採取の候補地は先に示した、防衛省からの資料にある通り「現に事業が営まれている鉱山にアンケートを実施し、出荷が可能との回答を得た場所を取りまとめたもの」と明記されています。

「現に事業が営まれている鉱山」そして「出荷が可能との回答を得た場所」が本埋め立て事業に用いられる土砂採取の予定地になります。従って「これから鉱山を開いて事業を開始する事業者」やその「鉱山から採取される土砂」は本事業の対象外であって、埋め立てに使用される事はありません。

本意見書にある「沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場」はそもそも「採石場の予定地」では有りません。

意見書の文言、主張は事実に全く反しています。

従って本意見書「沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となっています」の記述は完全な誤りである事を強く指摘致します。

そしてこの件に関し、許し難い風評被害が現在進行形で発生しています。

一見当然と思える「遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう」には内容を伴わず新聞報道され、採掘事業者への風評被害、採掘事業への悪影響が発生しています。

豊見城市議会でも同じ趣旨の意見書が提出された令和3年第1回定例会3月26日の議事録、その反対討論からです（以下引用）

「私どもは（豊見城市議）は新聞報道のみに囚われて判断するのはおかしいということから、事業者に対して私（豊見城市議）、直接電話をして話を聞きました。そうしましたら「実は我々も大変な風評被害を受けて、もう会社が倒産するかもしれない。ぜひ〇〇さん（議員個人名）、私たちの思いを書いた嘆願書があるので、それをまず目を通してくれませんか」と言うふうに有りました（以下省略）」でこの嘆願書も資料としてご提供頂いています。

事業者に対する風評懸念は近隣の糸満市議会でも取り上げられ、反問権に対する回答の一部、を紹介しますと

「・仕事がなくなる不安や恐怖がある。

市長がしんぶん赤旗に掲載した内容は、いかなる工事にも使用許されないとみだしがあるために、鉾山関係者からこれからの仕事にたいし不安がる連絡が複数あり、以前まで自然公園法の変更申請など、

すぐにできた手続きが承認するのに時間がかかったり、承認がおりない事がでてきている」とあり、この他に

- ・自粛している鉱山業者もあると聞く
- ・鉱山の上を無許可のドローン等での撮影（航空法違反）

これは業務妨害にもなっているとの事。

この中でも見逃せない事が

- ・子ども達へのいじめにも繋がっている 問題です。

鉱山関係で働く親から、学校で親の仕事に関してのいじめととれる言葉の暴力を受けている子ども達がいると 強い 訴えがあった。

（お前のおやじは遺骨を運んでいる仕事をしている等の言葉のいじめ）

風評被害に遭うのは事業者だけでは有りません。糸満市議会議員の元にはこの様な、お子達の悲痛な訴えが届いているのです。

小さな声が届いていない可能性もあるのでは無いかと考えると、この事実無根の報道には怒りすら覚えます。

全国的にも問題となっている「いじめ」を助長し、風評被害を拡散するかの様な本意見書が可決される悪影響を見逃す訳にはいきません。

今まで様々申し述べました通り、本意見書は

※反対理由 意見書 記載内容に嘘 がある事

※反対理由 文中、文言の使用が不適切で誤誘導の恐れ がある事

※反対理由 不確定情報の事実誤認、一方的な決めつけ である事

※反対理由 嘘・捏造により地域の発展を阻害する内容 である事

※反対理由 風評被害、いじめ の原因や助長 となる事 と

極めて問題な、問題だらけの意見書であって議会の提出する意見書として全く相応しく無いものと考えます。

再三引用しました沖縄県豊見城市議会の意見書反対討論の中には次の様な発言があります。

「政治利用するために報道によるミスリードで県民感情を煽り、あたかも人骨を交えた土砂を埋立に使用してきたかの様な、また使用して行くかのような印象操作こそ、許せない事であります」と述べています。

我が中野区議会で今回の意見書が可決されると言うことは沖縄の皆様を傷つけ、沖縄県の発展の妨げとなり、いじめや風評被害を助長する事となる、そして先の大戦で犠牲になられた皆様を冒瀆する事に

他なりません。

加えて歴史と伝統のある 我が中野区議会に汚点を残す事に他なりません。

そして極めて残念な事は、このような汚点を残さぬよう、中野区議会の歴史と伝統を守ろうと、本意見書に明確に反対する議員が41名の中野区議会議員の中で私と、吉田康一郎議員の、たった二人だけという事です。（今のところ）

以上、縷々申し述べました点、お汲み取りいただき、同僚議員皆様の冷静なご判断を求め、本意見書の反対の討論と致します。